

# 栃木東中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめのない学校を目指して

全ての教職員が、「いじめは、誰にでも、どこでも起こり得る。」ことを強く認識し、「いじめは、絶対に許されない。」「いじめは、いじめる側が悪い。」「いじめに苦しむ生徒を学校全体で支援する。」ことを共通理解し、いじめの未然防止に向けて全校体制で取り組む。

### (1) いじめの未然防止に向けて

- ア 『学業指導』の充実を図り、生徒一人ひとりが、学校の様々な教育活動に意欲をもって取り組むよう努める。
- イ 計画的な指導を行い、生徒一人ひとりに「いじめを起こさない心」や「いじめを許さない態度」を育むことにより、生徒がいじめを自分自身の問題として強く認識し、自分の力で人間関係のトラブルを解決できるよう支援する。
- ウ 教職員の人権感覚を高め、それをいかして指導・支援に当たることにより、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように努める。
- エ 一人ひとりの生徒の特性や養育環境等を踏まえて適切な支援が行えるように、教職員間での共通理解を図りながら、組織的な指導ができるように努める。
- オ 生徒一人ひとりが、いじめの定義やいじめが及ぼす影響について理解し、いじめの未然防止のために自分たちにできることを自主的に考え、行動できるように指導・支援する。

### (2) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい状況で行われることを、教職員一人一人が強く認識する。
- イ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化も見逃さないようにする。
- ウ ささいな兆候であっても軽視することなく、いじめを積極的に認知し、危機感をもって対応にあたる。
- エ いじめの疑いがあることが判明した場合には、決して一人で抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- オ 学年・学級等の枠を越えて、できるだけ多くの生徒との信頼関係を築き、生徒が教職員に相談しやすい体制を整える。
- カ 日頃から保護者との信頼関係を築き、保護者との情報共有に努める。
- キ 生徒・保護者からいじめの相談や通報があった場合、対応する担当窓口を明確にし、迅速かつ丁寧に対応する。

### (3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめやその兆候を認知した場合、特定の教職員で抱えこまず、速やかにいじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織において対応する。
- イ 常に、いじめられている生徒・保護者の立場に立った対応をする。
- ウ いじめられている生徒を徹底的に守る。

- エ いじめの疑いがある行為を目撃した場合には、その場でその行為を止めさせたことで、安易にいじめが解決したと思わずに、継続的かつ組織的にその後の経過を見守る。
- オ いじめる生徒に対しては、行為の善悪等を認識させ、反省させて、二度といじめを起こすことのないよう、継続的かつ組織的に指導・支援する。
- カ 双方の保護者に対して、誠意をもって学校としての説明責任を果たし、保護者の理解と協力を得ながら、いじめの解決に取り組む。

#### (4) 本方針の見直しについて

本方針については、いじめへの取組の実効性が、より一層高まるよう、教職員、生徒・保護者等による点検を踏まえて、定期的に見直し、改善を図る。

また、いじめ防止に向けた取組の実施状況を、学校評価の評価項目にも位置づけ、その結果を踏まえて、本方針の見直しや改善を図れるようにする。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織について

“いじめ・不登校対策委員会”（いじめや不登校の未然防止及び早期発見のための対策に係る委員会、さらに、いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付けて、未然防止、早期発見・早期解決に向け、組織的に対応する。

また、本委員会において、「いじめの未然防止、早期発見・早期解決」の取組が計画的に進んでいるかどうかの点検等を行い、“栃木東中学校 いじめ防止基本方針”をはじめとした取組の実効性が高まるよう、改善を図る。

### (1) “いじめ・不登校対策委員会”（いじめや不登校の未然防止及び早期発見のための対策に係る委員会）【定期開催…毎月開催】

#### ア 委員

校長・教頭・教務主任・各学年主任（特別支援教育主任を含む）・生徒指導主事・学習指導主任・進路指導主事・保健主事 計11名

※ その他、必要に応じて教育相談担当や養護教諭等

#### イ 実施する取組

##### (ア) 未然防止のための対策

- ① いじめや不登校を未然防止するための全体指導計画の立案
- ② 全体指導計画の進捗状況の把握と評価・改善
- ③ 学校生活に関する意識調査や人間関係を把握するための調査、それらの結果分析の共有
- ④ 生徒指導や教育相談に関する校内研修の企画・運営と教育相談体制の点検
- ⑤ 配慮を要する生徒への指導・支援方針等の協議

##### (イ) 早期発見のための対策

- ① いじめや人間関係のトラブルに関する調査と結果分析の共有
- ② 配慮を要する生徒に対する指導・支援内容等の確認

(2) “いじめ・不登校対策委員会” (いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会) 【随時開催】

ア 委員

校長・教頭・教務主任・各学年主任 (特別支援教育主任を含む)・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・部活動顧問や教育相談担当等関係の深い教職員。

※ 必要に応じて栃木市教育委員会の生徒指導担当者や臨床心理士等を招聘。

イ 実施する取組

(ア) 事実関係の把握

- ① 学年・学級等を対象としたアンケート調査、生徒や保護者からの聞き取り調査、地域からの情報収集等により、いじめの可能性や実態を幅広く把握し、考察・分析する。
- ② 関係する生徒への事情聴取や当該学年・学級等を対象とした緊急アンケート調査を実施し、組織的かつ迅速に事実の概要を把握する。

### 3 具体的対応

全ての教職員が、「いじめは、誰にでも、どこでも起こり得る。」という認識のもと、未然防止に尽力するとともに、早期発見・早期解決のための組織的な対応にも努める。

(1) いじめの未然防止対策

ア 教職員のいじめに対する危機意識の高揚及び指導力の向上

- (ア) 全教職員を対象とした、いじめに関する校内研修を1・2学期の始めに実施する。
- (イ) いじめに関する校内研修の中で、生徒一人ひとりの特性に合わせた適切な指導が組織的に行えるように、教職員間の共通理解を図る。
- (ウ) 教員職用チェックリストを利用して自己診断を行い、いじめに関する指導力の向上を図る。

イ 校内体制の点検及び点検結果に基づいた改善

- (ア) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決のための校内体制の点検を、1・2学期の終わりに実施し、点検結果に基づいた改善を速やかに行う。

ウ いじめの未然防止に向けた指導の充実

道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、いじめの未然防止に向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

(ア) 学業指導の充実

- ① 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め会える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ② 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

(イ) 道徳教育の充実

- ① 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を涵養する。
- ② 『とちぎの子どもたちへの教え』を活用し、人として、してはならないこ

と、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を培う。

(ウ) 特別活動の充実

- ① 特別活動の特質である「望ましい集団活動」を通して、よりよい人間関係を築く力を養う。
- ② 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを養うため、自然体験活動や宿泊体験活動など様々な体験活動の充実を図る。
- ③ 生徒会を中心として、いじめをなくすためにできることを自主的に考えて行動できるような、生徒の主体的な活動を推進する。

(エ) 人権教育の推進

- ① 生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、学校生活の様々な場面で、その場に応じた適切な指導を行う。
- ② 教職員一人一人が、自らの言動により生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、人権感覚を磨き、指導に細心の注意を払う。
- ③ 「いじめを許さない。」という人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

**エ 保護者・地域との連携**

(ア) 「いじめは許されない」という基本姿勢や、学校のいじめ防止に関する取組等を、学校だよりやPTA総会、学年PTA部会などを通して、積極的に公表する。

(イ) 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し『いじめ防止基本方針』を周知する。

**オ ネットいじめへの対応**

(ア) インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるいじめの危険性を周知し、「携帯電話・スマートフォンは、持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。

(イ) 教科や道徳の時間、学級活動等を活用し、生徒一人一人に対して、情報機器（ゲーム機も含む）のもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

特に、以下の点について重点的に指導する。

- ① 掲示板やプロフ、ブログ等に、むやみに個人情報を掲載しないよう、指導を徹底する。
- ② SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やアプリなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
- ③ 有害サイト等にアクセスさせない指導を徹底する。

(ウ) 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器等に関する研修会を実施する。

## (2) 早期発見のための対応

### ア いじめを相談しやすい体制づくり

- (ア) 生徒や保護者からのいじめの相談・通報の窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- (イ) いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成・配布し、周知する。

### イ 情報交換によるいじめに関する情報の共有

- (ア) 毎週月曜日に“生徒指導部会”を開き、気になる生徒の情報を交換・共有し、組織的に対応する。
- (イ) 養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有する体制を整える。

### ウ いじめに関するアンケートの実施

- (ア) 各学期に行う教育相談や学校行事の前に「いじめの実態を把握するための調査」を実施し、早期発見に役立てる。

### エ 教育相談の充実

- (ア) 教育相談週間を学期に1回設定する。
- (イ) 生徒が、いつでも気軽に相談できる人間関係を築き、教育相談体制を整備する。
- (ウ) 学校における教育相談について、保護者にも啓発・情報提供を行い、保護者の悩みにも対応できるよう配慮する。

## (3) 早期解決のための対応

### ア いじめ対策委員会による調査

- (ア) 事実関係を把握するため、“いじめ・不登校対策委員会”が中心となって、関係生徒への事情聴取や緊急アンケート等を迅速かつ的確に実施する。  
その際、必要に応じて、栃木市教育委員会から派遣を受けるなど、関係機関と連携をとる。

### イ 保護者への報告

- (ア) いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事情等を報告し、情報を共有する。
- (イ) 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

### ウ いじめられている生徒及び保護者への支援

- (ア) いじめられた生徒や保護者に対し、安全・安心の確保と秘密の保持に徹することを伝え、できる限り不安を取り除く。
- (イ) いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、人権上の配慮に基づき決定する。
- (ウ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、状況に応じた支援を行う。

## エ いじめた生徒への指導及び保護者への助言

- (ア) いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは、いじめる側が悪い。」ことを理解させるとともに、自分の行為を反省させ、責任を自覚させる。
- (イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- (ウ) いじめた生徒が、十分に反省し、望ましい行動がとれるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

## オ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働き掛け

- (ア) いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、一人ひとりが意識を高め、根絶しようとする態度を育成する。
- (イ) 周りではやし立てる行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- (ウ) たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつことが、とても大切であることを指導する。

## カ ネットいじめへの対応

- (ア) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、“いじめ・不登校対策委員会”で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら、いじめにかかわる当該情報の削除等を求める。
- (イ) 生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## キ 警察との連携

- (ア) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

## ク 重大事態への対応

学校が、『いじめ防止対策推進法 第28条』により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。なお、「生徒の生命、身体、または財産に重大な被害がある」とは、ア. 生徒が自殺を企図した場合、イ. 心身に重大な傷害を負った場合、ウ. 金品等に重大な被害を被った場合、エ. 精神性の疾患を発症した場合等をいう。

- (ア) 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (イ) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士・医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の“いじめ・不登校対策委員会”（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校の組織をあげて行う。
- (ウ) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校の組織をあげて行う。
- (エ) いじめを受けた生徒とその保護者、また、いじめた生徒とその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(オ) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けてPTA等に協力を依頼する。

(カ) “いじめ・不登校対策委員会”（いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校の組織をあげて着実に実践する。

#### (4) いじめ解決後の指導について

ア いじめの事実については、全職員で情報を共有し、いじめられた生徒・いじめた生徒双方について全職員で組織的に支援を続け、再発の防止に努める。

イ いじめを指導した時点でいじめた側の反省や謝罪があつて、いったんの解決が図れても、それで解消とは見なさず、その後もいじめを受けた生徒に対しては、定期的に教育相談などを行つて、いじめの再発がないことを確認する。なお、いじめの解消とは、いじめられた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヵ月以上継続して止んでいることをいう。

ウ 時期を見ていじめに関するアンケート調査を行つて、周囲の生徒からもいじめの再発がないことを確認するとともに、いじめの再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。